

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 6 月 22 日

金 曜 日

第 4367 号

目 次

告 示

○道路の位置の指定

1

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

告 示

富山県告示第330号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成30年 6 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路番号 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 道路の位置 | | 指定年月日 |
|------|---------------|---------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| | | | 始点の地名地番 | 終点の地名地番 | |
| 1 | 4.80 ～6.00 | 92.50 | 滑川市法花寺字 下夕段314番 4 | 滑川市法花寺字 下夕段324番 1 | 平成30年 3月27日 |
| 2 | 4.00 | 27.00 | 滑川市稲泉新字 清水310番 3 | 滑川市稲泉新字 清水315番 | 平成30年 3月27日 |
| 3 | 4.25 ～5.07 | 55.20 | 砺波市宮丸1013 番 1 | 砺波市宮丸 138 番 1 | 平成30年 6月 1 日 |

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1

項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

オレンジマート上赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地12

2 店舗を設置する者 株式会社マルワフード

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称および所在地

(変更前) オレンジマート赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地12

(変更後) オレンジマート上赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地

12

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物北側 64m³

(変更後) 建物北側 14m³

4 変更の日 平成31年2月9日 ほか

5 変更の理由 廃棄物等の保管施設の計画を見直したため ほか

6 届出の日 平成30年6月8日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年6月22日から平成30年10月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

100満ポルト高岡店 高岡市赤祖父671番

2 店舗を設置する者 大和ハウス工業株式会社 富山支店

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目 601番地 代表取締役 小林 義典

(変更後) 株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目 601番地 代表取締役 道法 一雅

4 変更の日 平成30年4月1日

5 変更の理由 小売業者の代表者に変更があったため

6 届出の日 平成30年6月14日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年6月22日から平成30年10月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

100満ボルト富山店 富山市布瀬町南一丁目7-4

2 店舗を設置する者 有限会社橋商事**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目 601番地 代表取締役 小林 義典

(変更後) 株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目 601番地 代表取締役 道法 一雅

4 変更の日 平成30年4月1日**5 変更の理由 小売業者の代表者に変更があったため****6 届出の日 平成30年6月14日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成30年6月22日から平成30年10月22日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

黒部ショッピングタウン 黒部市植木 773番1 ほか9筆

2 店舗を設置する者 KDL黒部株式会社**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュート北陸株式会社 石川県金沢市鞍月4丁目133番地 代表取締役 師井 昭造 ほか2

(変更後) マックスバリュート北陸株式会社 石川県金沢市鞍月4丁目133番地 代表取締役 師井 昭造 ほか2

4 変更の日 平成30年4月1日**5 変更の理由 小売業者の代表者に変更があったため****6 届出の日 平成30年6月14日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成30年6月22日から平成30年10月22日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

